

議第94号

滋賀県建築基準条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 7 月20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県建築基準条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例
(滋賀県建築基準条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

 第 1 条中「法第43条第 2 項」を「第43条第 3 項」に改める。

 第36条の 2 第 2 項中「の仮設建築物」を「または第 6 項の規定による許可を受けた仮設興行場等」に改める。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第 2 条 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

 別表第43 (5) の項の次に次のように加える。

(5) の 2 法第43条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築の認定 の申請に対する審査の手数料	29, 000 円
---	-----------

 別表第43 (6) の項中「第43条第 1 項ただし書」を「第43条第 2 項第 2 号」に改め、同表 (31) の項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同項の次に次のように加える。

(31) の 2 法第85条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建 築の許可の申請に対する審査の手数料	150, 000 円
--	------------

付 則

 この条例は、この条例の公布の日または建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。